

令和7年度 市・県民税申告相談のお知らせ【中仙地域版】

今年も2月7日(金)から市・県民税の申告相談が始まります。「広報だいせん/だいせん日和 1月号」にも記載しておりますので、そちらもご確認ください。

申告会場は中仙農村環境改善センターです。

申告期間中は市民サービス課窓口では申告相談を受付しておりません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税及び消費税の確定申告は税務署での申告やe-Taxもご利用ください。(※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。)混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。中仙地域以外の会場でも申告できます。他地域の申告日程については、広報1月号をご覧ください。

※今回から、中仙会場の日曜申告が1回となります。※

日曜申告は非常に混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われますので、ご了承の上お越しください。なお、日曜申告の受付時間は15:00(午後3時)までとなります。

申告が必要かどうか？

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が送付されていない方でも、以下に該当する場合は申告が必要となりますのでご注意ください。

- 営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。)
- 土地・家屋・高額な動産等の売却をした方
- 生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方
- 医療費控除、寄附金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方など)

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

「広報だいせん だいせん日和 1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

申告に必要な物 (※ 申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

◎①マイナンバーカード または、◎②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)

(※被扶養者や事業専従者のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)

◎市役所や税務署から申告に係る通知が送付された方は、その送付物

◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票

◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など

◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など

◎医療費控除を受ける方……医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書

または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)

◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書

◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税還付金がある場合に必要です)

※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】 大仙市役所中仙支所 市民サービス課税務担当 Tel.56-2117(直通)

[中仙地域] 令和7年度(令和6年分) 申告相談日程表

- ◆ 今回から、**開場時間は平日・日曜申告ともに午前8:30**となります。
- ◆ 申告にいらした際は、番号札をお取りになり、氏名等を記入し、お待ちください。
- ◆ 他支所で開催している申告相談会場でも申告相談を受けることができます。
- ◎ 市内全域の申告相談日程については、「広報だいせん/広報だいせん日と1月号」をご覧ください。
- ◆ 混み具合によっては、午前中に来場された場合でも、午後のご案内となる場合があります。ご了承ください。
- ◆ **午後の受付時間は平日は午後3時30分まで、日曜申告は午後3時まで**となります。

| 月 日 | 曜日 | 申告相談指定地区 | | | |
|--------|--------|-----------------|---|---|-------------|
| | | 午前 8時45分～11時30分 | 午後 1時～3時30分 | | |
| 2 月 | 7日 | 金 | 横町、元町、栄町、旭町、新山、日の出町、新紫嶋、矢留町 | 南九日町、北九日町、駅前、茶畑、蓬田、谷地中、道ノ下 | |
| | 8日 | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 9日 | 日 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 10日 | 月 | グリーンタウン、リバーサイド新山、小合田、竹原、立石、上新町、下新町 | 二日町、玉川通り、六日町、神林、登町、北板屋、ニュータウン北長野 | |
| | 11日 | 火祝 | (休) 建国記念の日 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 12日 | 水 | 長戸呂西、長戸呂東、前田小鳥田、水上・七曲、下川原西 | 矢野、鑓見内板屋、鍛冶屋敷、鑓見内石持、館ノ内、開、狐塚 | |
| | 13日 | 木 | 野中、高瀬、野口前、袴田北 | 下川原南、下川原北、袴田南、鶯野石持 | |
| | 14日 | 金 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| | 15日 | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 16日 | 日 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 17日 | 月 | 袴腰、中道前、上村 | 道ノ下宿、中道後、新関、羽場 | |
| | 18日 | 火 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| | 19日 | 水 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| | 20日 | 木 | 長瀬、西村、押切 | 和村・遠藤、金鏡、村杉 | |
| | 21日 | 金 | 上黒土北、上黒土南 | 下黒土北、下黒土南 | |
| | 22日 | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 23日 | 日祝 | (休) 天皇誕生日 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は、他の会場の日曜申告相談をご利用ください。 | | |
| | 24日 | 月 | (休) 振替休日 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| | 25日 | 火 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| | 26日 | 水 | 南田、上大蔵、鶴田、水畑屋 | 館越、斉神、下大蔵 | |
| | 27日 | 木 | 上沖ノ郷、万願寺、沖田、大吹 | 上野口、中野口、梁場 | |
| | 28日 | 金 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| | 3 月 | 1日 | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | |
| | | 2日 | 日 | 日曜申告相談受付日(午前8時30分に正面玄関を開場します。) ※受付時間は午後3時までとなります。 | |
| | | 3日 | 月 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | |
| | | 4日 | 火 | 北観音堂、南観音堂 | 八丁堀、喜内野、上野田 |
| | | 5日 | 水 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | |
| | | 6日 | 木 | 大堰端、上桜田、下桜田 | 下野田、米北、葛川下 |
| 7日 | | 金 | 上ノ野、八卦、手車、長楽寺 | 葛川上、荒田、上八幡 | |
| 8日 | | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| 9日 | | 日 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は、他の会場の日曜申告相談をご利用ください。 | | |
| 10日 | | 月 | 下東長野、東八日市、西八日市、十六沢 | 谷地乙森、上東長野、中東長野 | |
| 11日 | | 火 | 小沼、大野中、田ノ尻、谷地 | 上五百刈田、下五百刈田、北中荒井、南中荒井 | |
| 12日 | | 水 | (休) 中仙支所での申告相談はおやすみです。お急ぎの方は他の会場をご利用ください。 | | |
| 13日 | | 木 | 中西、椿、高野 | 三棟、北柏木田、南柏木田 | |
| 14日 | | 金 | 大神成坊谷地、大神成上村 | 上谷地、栗沢上村、栗沢下村 | |
| 15日 | | 土 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| 16日 | | 日 | (休) 市内全ての会場で申告相談は受付していません。 | | |
| 17日 | | 月 | 大神成下村、大神成山根 | 栗沢小堤、栗沢柏木野 | |